

国民健康保険からのお知らせ

平成30年度国民健康保険税率は表①のようになります。

税額の計算は世帯ごとです

国民健康保険税の税額は、世帯の加入者それぞれの「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で世帯ごとに計算し、世帯主に課税されます。年度の途中で加入者数の異動があった場合は月割りの計算になります。

平成30年度 国民健康保険税率 (表①)

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	9.5%	3.1%	2.2%
均等割額	28,400円	9,400円	10,500円
平等割額	22,900円	7,500円	5,300円
賦課限度額(年間)	580,000円	190,000円	160,000円

国民健康保険被保険者証が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は平成30年9月30日(日)までです。9月中旬に新しい国民健康保険被保険者証(藤色・カード型)を世帯主へ郵送します。(国民健康保険税の納付状況によっては、納税相談の後、市役所で直接交付します)

国民健康保険からのお知らせ

新しい被保険者証が届いたら記載事項を確認し、10月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

新しい被保険者証の有効期限は平成31年9月30日です。ただし、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間に75歳になる人と、退職被保険者で65歳になる人については、有効期限が異なります。

なお、社会保険などに加入したときは、国民健康保険の資格を喪失する手続きを早めに行ってください。手続きは、市民課、各地域局、各地域市民センター、または成羽地域局各連絡所を受け付けます。

※4月の制度改正で岡山県が市町村

加入者数を乗じて算出
平等割 1世帯当たりの年額
医療保険分および後期高齢者支援金分 0歳から74歳が対象
介護保険分 40歳から64歳が対象

国民健康保険高齢受給者証更新について

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人へ、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬に送付しています。

高齢受給者証が届いたら記載事項を確認し、8月以降は新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証とともに医療機関の窓口に表示してください。

有効期限を過ぎた高齢受給者証は、医療連携課、各地域局、各地域市民センターへ返却してください。

外来・入院時の医療費の支払いが軽減されます

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、自己負担を軽減することができます。(表②)

現在お持ちの認定証の有効期限は7月末までですので、引き続き認定

証が必要な人は更新の手続きを行ってください。

申請場所 医療連携課、各地域局、各地域市民センター
申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、世帯主の印鑑、対象者と世帯主のマイナンバーがわかるもの、申請者の本人確認書類

70歳以上の人の高額療養費上限額が変わります

高額療養費は、ひと月に支払った医療費が定めている上限額を超えた場合に、上限額を超えた支払い額を払い戻す制度です。

上限額は個人または世帯の所得に応じて決められます。8月から現役

認定証の種類と内容 (表②)

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額まで	・70歳未満の人 ・70歳以上75歳未満で現役並み所得者I・IIの人
標準負担額減額認定証	食事代の標準負担額が減額される	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済み、食事代の標準負担額が減額される	70歳以上75歳未満で低所得者I・IIの人

※自己負担限度額は所得状況によって変わります

高額療養費の上限額 (自己負担限度額) (表③)

適用区分	①外来(個人ごと)	②外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者II(課税所得690万円以上)	252,600円+	(医療費-842,000円)×1% ※1(多数回140,100円)
現役並み所得者I(課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+	(医療費-558,000円)×1% ※1(多数回93,000円)
現役並み所得者I(課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+	(医療費-267,000円)×1% ※1(多数回44,400円)
一般(課税所得145万円未満)	18,000円	57,600円 ※1(多数回44,400円)
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月以内に3回以上、②の上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

並み所得者の区分が3つに分かれ、上限額が表③のように変わります。

申請に必要なもの 国民健康保険税(21)0214 / (医療費)医療連携課(21)0258 / (国保の加入・脱退)市民課(21)0252

敬老事業を支援します

地域社会の発展に尽くした高齢者の長寿を祝う敬老事業に助成金を交付します。

対象事業 9月~11月に開催する在宅高齢者を敬う事業(現金や記念品の贈呈のみの事業は除く)

対象者 8月1日時点で市内に住民登録があり、平成31年3月31日までに満75歳以上に達している人

支給要件 事業の実施対象は町内会単位以上の規模とします。複数の敬老事業で対象者が重複するときは一回のみ支給対象となります。

申請方法 事業実施前に高梁市社会福祉協議会へ申請してください。

福祉課(21)0265 / 高梁市社会福祉協議会(22)7243

小型特殊自動車の税申告

乗用装置のある農耕作業用車両やその他の小型特殊自動車を所有している場合は、軽自動車税が課税されます。公道を走行できない(田畑でしか使用しない)農耕用車両も課税対象となります。これらの車両を取得または、現在お持ちの車両にナンバープレートが付いていないものがありましたら、軽自動車税の申告手続きをしてください。

申告場所 税務課、各地域局、各地域市民センター(後日標識交付となります)

申告に必要なもの 軽自動車税申告書兼標識交付申請書、印鑑、販売証明書または譲渡証明書(他市町村のナンバープレートが付いた車両を譲り受けた場合は税務課までお問い合わせください)

※車両を買い替えた場合は、廃車の手続き(ナンバープレートを外す)と、新しい車両の登録手続きを行ってください。なお、ナンバープレートの交付を受けても、道路運送車両の保安基準に不適合の場合は公道を走行できない車両もあります。

申告が必要な小型特殊自動車の規格

	農耕作業用車両(乗用)	農耕作業用以外の車両
長さ	制限なし	4.7m以下
幅	制限なし	1.7m以下
高さ	制限なし	2.8m以下
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
総排気量	制限なし	制限なし
主な種類	トラクター コンバイン 田植機	フォークリフト ホイールキャリア タイヤローラー
年税額	2,400円	5,900円

税務課(21)0214

税金の納期限(口座振替日)

8月の納期限 8月31日(金)

○市民税・県民税 ○国民健康保険税 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料(全て普通徴収/2期)

9月の納期限 10月1日(月)

○国民健康保険税 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料(全て普通徴収/3期)

税務課(21)0215 / 医療連携課(21)0258